
平成29年第4回大和町議会定例会会議録

平成29年6月9日（金曜日）

応招議員（18名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 千坂博行君 | 10番 | 今野善行君 |
| 2番 | 今野信一君 | 11番 | 藤巻博史君 |
| 3番 | 犬飼克子君 | 12番 | 平渡高志君 |
| 4番 | 馬場良勝君 | 13番 | 堀籠英雄君 |
| 5番 | 槻田雅之君 | 14番 | 高平聡雄君 |
| 6番 | 門間浩宇君 | 15番 | 堀籠日出子君 |
| 7番 | 渡辺良雄君 | 16番 | 大須賀 啓君 |
| 8番 | 千坂裕春君 | 17番 | 中川久男君 |
| 9番 | 浅野俊彦君 | 18番 | 馬場久雄君 |

出席議員（18名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 千坂博行君 | 10番 | 今野善行君 |
| 2番 | 今野信一君 | 11番 | 藤巻博史君 |
| 3番 | 犬飼克子君 | 12番 | 平渡高志君 |
| 4番 | 馬場良勝君 | 13番 | 堀籠英雄君 |
| 5番 | 槻田雅之君 | 14番 | 高平聡雄君 |
| 6番 | 門間浩宇君 | 15番 | 堀籠日出子君 |
| 7番 | 渡辺良雄君 | 16番 | 大須賀 啓君 |
| 8番 | 千坂裕春君 | 17番 | 中川久男君 |
| 9番 | 浅野俊彦君 | 18番 | 馬場久雄君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|-----------|------------------------|-------------|
| 町 長 | 浅 野 元 君 | 保健福祉課長 | 千 葉 喜 一 君 |
| 副 町 長 | 浅 野 喜 高 君 | 産業振興課長 | 文 屋 隆 義 君 |
| 教 育 長 | 上 野 忠 弘 君 | 都市建設課長 | 蜂 谷 俊 一 君 |
| 代表監査委員 | 櫻 井 貴 子 君 | 上下水道課長 | 熊 谷 実 君 |
| 総 務 課 長 | 櫻 井 和 彦 君 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 佐 藤 三 和 子 君 |
| まちづくり 政 策 課 長 | 三 浦 伸 博 君 | 教育総務課長 | 小 川 晃 君 |
| 財 政 課 長 | 千 坂 俊 範 君 | 生涯学習課長 | 村 田 良 昭 君 |
| 税 務 課 長 | 千 葉 正 義 君 | 総 務 課 危 機 対 策 室 長 | 蜂 谷 祐 士 君 |
| 町民生活課長 | 長 谷 勝 君 | 税 務 課 徴 収 対 策 室 長 | 浅 野 義 則 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 内 海 義 春 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 大 塚 弘 志 君 |

事務局出席者

| | | | |
|--------|---------|-------|---------|
| 議会事務局長 | 後 藤 良 春 | 参事兼次長 | 櫻 井 修 一 |
| 主 査 | 本 木 祐 二 | | |

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後1時28分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、こんにちは。

定刻前ではありますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、16番大須賀 啓君及び17番中川久男君を指名します。

日程第2「議案第46号 大和町個人情報保護条例の一部を改正する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議案第46号 大和町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第47号 大和町情報公開条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第3、議案第47号 大和町情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第48号 平成29年度大和町一般会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第4、議案第48号 平成29年度大和町一般会計補正予算を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。8番千坂裕春君。

8番（千坂裕春君）

事項別明細書の6ページの夏祭りの実行委員会に対する負担金ですが、交通警察員の増員に伴うものと聞いておりますけれども距離が延びて何名かふえたということでしょうけれども、その距離と人数を教えてくださいたいです。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

それでは、千坂議員のご質問にお答えをいたします。

まほろばまつり実行委員会の助成金35万円の内訳なんですけれども、花火の打ち上げ場所半径200メートルにおいて昨年までは町道吉田落合線の部分とその打ち上げする部分のところの農道の部分を、夕方の7時半から20時30分までということで通行どめの制限をかけたわけなんですけれども、今回ちょっと警察からとの協議指導を受けた結果、この200メートルの範囲においても打ち上げ花火の時間帯の直前じゃなくいずれその花火の打ち上げとして午前中から準備するということで、その安全策からして9時から夕方の19時半までということで、この時間帯の通行どめの延長になったことから、誘導員の部分の相当分の人数分を今回補正をさせていただきたいということでのお願いでございます。よろしくお願いいいたします。

議 長 （馬場久雄君）

ほかにございませんか。7番渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

同じくなんですけど、事項別明細書の第5款1項農業費の農業総務費の町民研修センター管理費で44万2,000円とあるんですけども、漏水対策工事と説明を受けましたけれども42万2,000円結構な額なのでどのような工事概要なのか、もう少し詳しくお聞かせをいただけたらと思います。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

ただいまの修繕の内容についてのご質問にお答えさせていただきます。

漏水の状況につきましてはトイレ部分の床コンクリートの内部で漏水している状況がございまして、漏水のしている箇所の手前から分岐させましてコンクリートを壊して修理するというわけではなくて、その部分の手前で分岐させて壁沿いに配管をした上で修繕する形をとっていきたいと考えております。いずれ配管は床のコンクリートの内部や壁面に入っておりますので、その部分の修繕するよりも新たに露出する形ですけれども配管したほうが今後の管理上もよろしいという形での修繕の方法をとった

ところでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

同じく事項別明細書の5ページ、5目児童館費の中でもみじヶ丘児童館費ということで工事請負費380万円ですか、ありますけれどもドアの修理等というお話だったと思うんですけれども交流の場として使っていくというお話だったんですが、工事内容をもう少し詳しくお話をいただきたいと思います。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

それでは、工事内容ということでございます。

今までそこは事務施設ということで待合室と事務という場所とございましたので、まず待合室につきましては、当座段差を解消するために一応あそこに高さを調節で高くするというので、床面はフローリングと考えております。フローリングというのはやはり小さい子供たちがこぼしたりなんざりした場合その対応ができるということでフローリングを敷くと。もう一つは、壁についてクロスをちょっと調整をさせていただくと。今カウンターが児童館側から出張所側にL字型になっていますので、ちょうど事務室側のほうをカットしましてそこを直線に仕切るという内容で、その部分について引き戸を設置すると。もう一つは、児童館のホールから待合室側に入ってくる場所があるんですがそこが引き戸になっていますので、要は開き戸を開く押し引きしたり、そこが危ないものですから横に引き戸にするという内容で考えております。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。3番犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

同じく事項別明細書5ページの6款商工費商工観光費19節負担金、補助及び交付金、企業の主導型保育事業支援事業費の9月に開園になるとお聞きいたしましたが、進捗状況をお聞きいたします。

議長 (馬場久雄君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

保育所の進捗状況ということなんですけれども4月12日に起工式を行いまして、今現在工事も順調に進んでおるかと思っておりますので、ちょっと今進捗状況については企業で実際施工管理をやっていますのでパーセンテージまではちょっと私は把握はしていないんですけれども、今のところ10月2日開所に向けて順調に施工は行っていると聞いております。以上です。

議長 (馬場久雄君)

よろしいですか。

ほかにございますか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第49号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第5、議案第49号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ございませんか。（「はい」の声あり）質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第50号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第6、議案第50号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第51号 平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計補正
予算」

議長（馬場久雄君）

日程第7、議案第51号 平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第52号 平成29年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第8、議案第52号 平成29年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第53号 町道路線の認定について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第9、議案第53号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議 長 （馬場久雄君）

日程第10、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、諮問第2号ということでございまして、きょうお配りした追加の議案書をお願いしたいと思いますし、あわせて議会説明書もごらんいただきたいと思います。議案書1ページ、議会説明書も1ページでございます。よろしいでしょうか。

諮問第2号でございます。人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることにつ

いてでございます。下記の者を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、住所でございますが宮床字八坊原51番地の2、氏名、鈴木隆司氏でございます。生年月日は、昭和19年7月16日でございます。

別冊の説明資料をごらんいただきたいと思っております。

学歴、職歴、その他の経歴につきましては記載のとおりでございます、推薦の理由といたしましては、平成26年10月1日付で法務大臣より人権擁護委員として委嘱を受け、平成29年9月30日で任期満了を迎えますことから、再度鈴木氏を推薦いたしたく、今般の議会に意見を求めるものでございます。

鈴木氏は、昭和42年4月に仙台市立岩切中学校教諭に採用されてから平成17年に退職されるまで38年の長きにわたって教職に従事されまして、常に第一線で活躍されておられました。鈴木氏の豊富な知識と経験を生かしていただくべく人権擁護委員に委嘱されてからも十分にその使命と職務を果たしてこられました。したがって、これまでの活動を鑑みまして、再度人権擁護委員として推薦をいたしたいということで、お諮りをしておるところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

暫時休憩します。

午後1時45分 休憩

午後1時47分 再開

議長（馬場久雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本案は、お手元に配りました意見のとおり適任と認める答申をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第2号は、お手元に配りましたとおり適任と認める答申をすることに決定いたしました。

議 長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 4 7 分 休 憩

午後 1 時 5 6 分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 1 「選挙第 1 号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」

議 長 (馬場久雄君)

日程第11、選挙第 1 号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定によって指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、高橋榮次さん、碓井忠郎さん、荒木淳子さん、渋谷久一さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました高橋榮次さん、碓井忠郎さん、荒木淳子さん、渋谷久一さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位には石垣敏行さん、第2順位には高橋えく子さん、第3順位には千葉太悦さん、第4順位には佐々木裕美さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました第1順位には石垣敏行さん、第2順位には高橋えく子さん、第3順位には千葉太悦さん、第4順位には佐々木裕美さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第12「同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議長（馬場久雄君）

日程第12、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

同意第2号でございます。追加提案の議案書の3ページをお願いいたしたいと思えます。また、資料につきましても2ページをお願いいたします。

同意第2号でございます。固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして、地方税法第423条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、大和町吉田 氏名、高橋一悦氏でございます。

説明資料をごらんいただきたいと思えます。高橋さんの学歴、職歴、役職歴等につきましては記載のとおりでございます。

選任の理由でございますが、平成29年6月28日で任期満了を迎えます櫻井貴子氏の後任といたしまして、今回議会の同意を求めるものでございます。高橋さんは昭和48年3月に東北学院大学を卒業後、宮城県に県庁ですね、勤務されまして土木行政に尽力されておるところでございます。退職後は民間企業に勤務する傍ら大和町の都市計

画審議会委員に委嘱されておりまして、豊富な知識と経験は職務遂行に当たりまして公平・公正なる審査をいただけるものと考えまして、今回固定資産評価審査委員会委員として選任をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第2号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番千坂博行君及び2番今野信一君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願ひます。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

投票箱の点検をしていただきました。異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願ひます。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番千坂博行君及び2 番今野信一君を指名します。開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

ただいまの投票の結果を報告します。

投票総数 17 票

有効投票 17 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

賛 成 17 票

反 対 0 票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第13「同意第3号 農業委員会委員の任命について」

日程第14「同意第4号 農業委員会委員の任命について」

日程第15「同意第5号 農業委員会委員の任命について」

日程第16「同意第6号 農業委員会委員の任命について」

日程第17「同意第7号 農業委員会委員の任命について」

日程第18「同意第8号 農業委員会委員の任命について」

日程第19「同意第9号 農業委員会委員の任命について」

日程第20「同意第10号 農業委員会委員の任命について」

日程第21「同意第11号 農業委員会委員の任命について」

日程第22「同意第12号 農業委員会委員の任命について」

議 長 (馬場久雄君)

次に日程第13、同意第3号から日程22、同意第12号までの農業委員会委員の任命についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時38分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいまの説明のとおり一括議題とし、一括投票とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、日程13、同意第3号から日程22、同意第12号まで一括議題とし、一括投票とすることに決定いたしました。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、同意第3号から第12号まで農業委員会の委員の任命について一括でということですが、私から簡単にだけご説明を申し上げます。

同意第3号ですが、農業委員の任命につきましては先ほど説明いたしました三浦ひろ子さんの同意を求めるものでございます。

同意第4号につきましては、布川敬子さん。

同意第5号につきましては、熊谷千香子さん。

第6号につきましては、赤間良一さん。

第7号につきましては、高橋 淳さん。

第8号につきましては、鶉橋福司さん。

第9号につきましては、佐藤和彦さん。

第10号につきましては、文屋芳光さん。

第11号につきましては、高平俊彦さん。

第12号につきましては、鈴木次男さんをそれぞれ議会の同意を求めるべく推薦いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番犬飼克子さん及び4番馬場良勝君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。氏名連記による投票になります。本件に不信任の方に「バツ」と記載し、信任の方には空白で何も書かないようお願いをいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

点検の結果、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番犬飼克子さん及び4番馬場良勝君を指名します。開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

同意第3号の三浦ひろ子さんについては、

有効投票のうち

賛 成 17票

反 対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意3号は同意することに決定されました。

同意第4号、布川敬子さんについては、

有効投票のうち

賛 成 17票

反 対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、第4号は同意することに決定されました。

同意第5号、熊谷千香子さんについては、

有効投票のうち

賛 成 17票

反 対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第5号は同意することに決定されました。

同意第6号、赤間良一さんについては、

賛 成 17票

反 対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、第6号は同意することに決定されました。

同意第7号、高橋 淳さんについては、

有効投票のうち

賛 成 16票

反 対 1票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第7号は同意することに決定されました。

同意第8号、鶉橋福司さんについては、

有効投票のうち

賛 成 17票

反 対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第8号は同意することに決定されました。

同意第9号、佐藤和彦さんについては、

有効投票のうち

賛 成 17票

反 対 0票

以上のおり、賛成が多数です。

したがって、同意第9号は同意することに決定されました。

同意第10号、文屋芳光さんについては、

有効投票のうち

賛 成 17票

反 対 0票

以上のおり、賛成が多数です。

したがって、同意第10号は同意することに決定されました。

同意第11号、高平俊彦さんについては、

有効投票のうち

賛 成 17票

反 対 0票

以上のおり、賛成が多数です。

したがって、同意第11号は同意することに決定されました。

同意第12号、鈴木次男さんについては、

有効投票のうち

賛 成 17票

反 対 0票

以上のおり、賛成が多数です。

したがって、同意第12号は同意することに決定されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第23「委員長報告（平成29年請願第1号 農業者戸別所得補償制度
の復活をもとめる請願について）」

議長（馬場久雄君）

日程第23、平成29年請願第1号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願についてを議題とします。

本件に関し産業建設常任委員に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。
委員長、門間浩宇君。

産業建設常任委員会委員長（門間浩宇君）

請願審査報告書。報告書はお手元に配付になってあるとおりであります、朗読をもって報告とさせていただきます。

本委員会は平成29年3月13日付託された請願について審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

別紙表紙でございます。

受け付け、平成29年2月21日。紹介議員、藤巻博史さん。

第1号請願者の住所氏名。大崎市古川湊尻大見18-1、宮城県農民運動連合会、会長鈴木道夫さん。

件名。農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願。

審査の経過といたしまして平成29年3月13日、3月定例会において産業建設常任委員会に付託され、同3月13日、請願審査の進め方、今後のスケジュールについて協議をいたし、同4月12日、請願の内容について協議。請願者紹介議員により請願の趣旨について説明を受け、意見の聴取をいたしております。同日、産業振興課よりも制度について説明を受けております。同年5月18日、請願の内容について協議。同年5月24日、6月定例会の委員長報告案についての協議をいたし、委員会の意見としては裏面のとおりでございますが、後ほど読み上げさせていただきます。

審査結果といたしまして採択。

措置といたしまして、請願者及び政府関係機関に送付ということでございます。

裏面でございます。

委員会の意見といたしまして平成29年3月13日に付託された本件については、本委員会において請願者と紹介議員から意見を聴取し慎重に審議いたしました。本請願の

内容は稲作農家と農村を支え、農業の安定的経営を図る政策であり、さらには国民の食糧と地域経済、環境の多面的機能を有する国土を守るための内容でございます。

本委員会としては請願者から請願の趣旨及び請願を聴取するとともに、産業振興課から「農業者戸別所得補償制度」について説明を受け、慎重に審議をいたしました。戸別所得補償制度は農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する目的として平成23年、平成24年の2年間実施されました。平成25年からは「経営所得安定対策等」と名称が変更になり、「米の直接支払い交付金」として生産数量目標に従って生産した販売農家または集落営農に対して生産に要する経費、販売価格との差額を基本とする交付金を交付するもので、この制度に参加する全ての米農家には、米価水準にかかわらず全国一律の定額補償として10アール当たり1万5,000円が交付されました。その後平成26年産米から激変緩和措置として10アール当たり7,500円に削減された上に、平成30年産米から廃止されることとなります。

このような状況下で米価が生産費を下回る水準に下落し、多くの稲作農家は農業だけでは立ち行かない状況となっております。こうした中で政府は、農地を集積し大規模効率化を図ろうとしているが、中山間地域や未整理農地など条件不利地では集積化を行おうにもできない状況にあることも事実であります。また、低米価では集落営農や法人も大規模化を積極的にできない状況にあり耕作放棄地の増大につながり、水田の持つ多面的機能も喪失し地域経済をますます困難にすることになると考えられます。

このような観点から、委員会としては請願の趣旨を妥当と認め、採択といたします。以上、報告でございます。

議長（馬場久雄君）

皆さんから質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、平成29年請願第1号は、委員長報告のとおり採択に決定しました。

日程第24「委発第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書」

議長（馬場久雄君）

日程第24、委発第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。産業建設常任委員長門間浩宇君。

産業建設常任委員会委員長（門間浩宇君）

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書でございます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第4条第3項の規定により提出をいたします。

提出の理由でございます。米価が生産費を下回る水準に下落し、多くの稲作農家は農業だけでは立ち行かない状況となっている。また、低米価では集落営農や法人も大規模化を積極的にできない状況にあり、耕作放棄地の増大につながり水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にすることになると考えられることから、農業者戸別所得補償制度の復活を求めるものでございます。

意見書案といたしまして、米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家がこれではつくり続けられないという状況が生まれています。また、安い米の定着によって生産者だけでなく、米の流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。こうした中で政府は、農地を集積し大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では規模拡大した集落営農や法人など赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。平成25年までは主要農産物の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用と販売価格との差額を基本に交付する農業者戸別所得補償制度がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。平成26年度からは経営所得安定対策に切りかわり、米については10アール当たり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し地域が一層疲弊しています。しかもこの制度も平成30年度産米から廃止されようとしています。これでは稲作経営が成り立たないばかりか、水田も持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にってしまうことは明らかであります。私たちは今こそ欧米では当たり前となっている経営を下支えする政策を確立すること

が必要だと考えます。

こうした観点から、当面生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

大和町議会議長馬場久雄名で、以下の提出先に提出をさせていただきたいと思いません。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

ありがとうございます。委員長、そのままここにいてください。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

ただいま意見書が可決されましたが、その字句、その他の整理を要するものにつきましては、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

ご異議なしと認めます。よってその整理につきましては議長に委任することに決定いたしました。

日程第25「請願第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択をもとめる請願」

議 長 （馬場久雄君）

日程第25、請願第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願を議題とします。

朗読を省略して紹介議員の説明を求めます。11番藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願でございます。

請願者の氏名でございます。仙台市青葉区五橋1丁目5-13、平和と労働センター県労連会館1階宮城県春闘共闘会議代表幹事の高橋正行。

紹介議員は藤巻博史でございます。

本文に入っていきたいと思っております。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願書の提出について。

請願の要旨。

現在の宮城県における最低賃金の改善と中小企業に対する支援策を拡充することで、労働者の生活と中小企業の経営を健全に発展させ、地域循環型の経済を実現させることが重要と考えています。その実現のために政府が必要な手立てを講じることを求めるものです。

請願の理由。

現在、日本の雇用形態が大きく変えられ非正規労働者が全国で約2,000万人に上っています。こうした中、ワーキングプアといわれる年間所得200万円以下の水準で生活を余儀なくされている若者や女性が増加しています。こうした中、自立して生活できない自体を引き起こしており、大きな社会問題となっています。こうした事態の解消が切実に求められています。昨年10月5日、宮城県最低賃金が改正され22円引き上げられ748円に改正されました。しかし、現行の最低賃金を月額換算しても自立して生活できる水準になっていません。また、地域ごとにAからDランクにランクづけされ、宮城県はCランクで低い水準に置かれています。こうしたことが賃金水準の高い地域への労働力の流出を招き、地域経済に大きな影響を与えている問題であると考えています。

また、政府の国家財政に占める中小企業対策予算比率は諸外国に比べて極めて少なく、中小企業支援等に関わる予算を大幅にふやし経営発展に向けた施策を実施することが必要と考えています。最低賃金の改善を図り労働者の所得確保し、同時に中小企業向け支援策を拡充することが地域経済の発展に欠かせない施策であると考えております。

意見書の案文については、別紙のとおりでございます。

議長（馬場久雄君）

お諮りします。ただいま議題となっております請願第2号は、総務常任委員会に付託の上審査し、さらに閉会中の継続審査もできることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長（馬場久雄君）

異議なしと認めます。

日程第26「請願第3号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択
についての請願」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第26、請願第3号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての請願を議題とします。

朗読を省略して紹介議員の説明を求めます。11番藤巻博史君。

11番（藤巻博史君）

では、朗読して説明いたします。

件名でございます。宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての請願。

請願者の住所、氏名。仙台市青葉区五橋1丁目5-13、宮城県社会保障推進協議会会長刈田啓史郎。

紹介議員は藤巻博史でございます。

請願の本文を朗読させていただきます。

宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての請願。

請願内容。

以下の点について、宮城県に対して意見書を採択されるよう請願いたします。

- ①事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表をすること。
- ②2018年度以降も現在以上に保険料（税）を押し上げないこと。
- ③一般会計法定外繰り入れ、保険料決定など市町村における独自権限を侵害しない

こと。

④準備が整わないまま拙速な実施はせず、場合によっては延期も検討すること。

⑤国に対し国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を求めること。

請願の趣旨。

2018年4月からの国民健康保険都道府県単位化に向けて、厚生労働省は昨年10月に事業費納付金及び標準保険料率の簡易計算システムを都道府県におろし、11月末と1月末の2回の試算を報告することとしていました。しかし、いまだその資産内容が明らかにされず、各市区町村は来年の保険料がどうなるのかさえ議論できない状況となっています。保険料がどうなるのかということは、被保険者にとって暮らしを左右する大変重要な問題であり、各市区町村には低所得者の保険料を軽減するなどの地域の実情に応じて制度を定めてきた歴史があるにもかかわらずいまだ具体的な数字が出されず、何の説明もないまま国民健康保険事業方針だけが決定されようとしていることに対し、貴自治体から宮城県に対して以下の内容での意見書を採択するよう請願いたします。

以上です。

議長（馬場久雄君）

ありがとうございます。

お諮りします。ただいま議題となっています請願第3号は、社会文教常任委員会に付託の上審査し、さらに閉会中の継続審査もできることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長（馬場久雄君）

異議なしと認めます。

日程第27「委員長報告（議会活性化調査特別委員会調査報告について）」

議長（馬場久雄君）

日程第27、委員長報告（議会活性化調査特別委員会調査報告について）を議題とします。

本件に関し、議会活性化調査特別委員会委員長の報告を求めます。委員長、堀籠英雄君。

議会活性化調査特別委員会委員長（堀籠英雄君）

それでは、ご報告いたします。皆さんお手元の資料をごらんいただきたいと存じます。

大和町議会議長、馬場久雄殿。

大和町議会活性化調査特別委員会委員長、堀籠英雄。

委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告いたします。

1 番目の調査事件といたしましては、議会活動の活性化に関する調査研究であり、前期の取り組み課題としては通年議会及び議会インターネット中継（配信）を調査してまいりました。

2 番目の調査の経過につきましては、簡潔にご報告いたします。平成28年4月6日、平成28年第2回大和町議会臨時会初議会におきまして、議会活性化調査特別委員会が設置されて以来、ワーキンググループによる調査も含め合計延べ16日間にわたって調査を行い、本日6月9日の平成29年第4回大和町議会定例会における委員会報告の提出に至りました。

3 番目の調査経過。

1、通年議会についてであります。通年議会におきましては、平成14年9月に地方自治法が改正され通年議会の選択が制度化されたことにより、全国自治体において通年議会が浸透してきております。宮城県内でも昨年7月1日現在、22町村中7町で実施しております。通年議会につきましては、議会の会期を1年として閉会期間をなくして議会の判断で必要に応じて会議を開けるようにする制度であります。これまでは定例会を4回開催し定例会ごとに会期を議決しておりましたが、通年議会に当たっては本会議や委員会を必要に応じて開催できることとなります。通年議会には、会期を1年として会期数を年1回から2回と運用によるタイプと、特定の日から翌年の前日までを会期とする会期の通年化によるタイプの2つがあります。

5 ページをお開きになっていただきたいと思います。

今までの議会と通年議会の違いであります。現在は町長が議会を招集することになっていますが、通年議会では議長が必要に応じて再開できることから、議会主導で問題の調査や審査が可能になります。

通年議会導入の効果については、一つ、本会議をいつでも再開できるので議会が主導的、機動的に活動できます。

2、チェック機能のさらなる充実・強化が図られます。

3、災害時の緊急対応や突発的な行政課題に対して柔軟な対応ができることとなります。

4、専決処分を少なくすることができます。

6ページから8ページにつきましては、視察した先進自治体の取り組み等でありませ

9ページをお開きになっていただきたいと思います。

意見をご報告申し上げます。通年議会の導入については、導入することが妥当であるとの結論に至りました。妥当とする理由につきましては、執行部の行政活動を継続して監視することで議会の機能を強化するとともに、災害などの不測の事態に対する危機管理体制を整えることで町民サービスへの向上につながると考えることから、通年議会を導入することが妥当と判断いたしました。さらに導入する通年議会のタイプではありますが、特定の日から翌年の前日までを会期とする会期の通年化による通年議会の採用が妥当であり、妥当とする理由につきましては、条例で定める特定の日から翌年の当該日の前日までの1年間を会期とし、定期的に本会議を開く日を設定することで町民の議会参加を進めることができます。

なお、改選時の初議会招集によりその後はみなし招集となり、実質的に町長が行う招集は4年に1回となります。このことから会期の通年化による通年議会の採用が妥当と判断いたしました。

次に10ページの会期の始期と終期ではありますが、通年議会を導入している自治体議会を見ますと1月から12月、4月から3月などさまざまであります。今後執行部との調整も必要であることから、条例及び規則等の研究時に検討が必要であります。

続きまして11ページをお開きになっていただきたいと思います。

2、議会インターネット中継についてであります。

最初に動向ではありますが、町民に対して開かれた議会を実現するためには、議会中継が有効とされております。このことから全国的にインターネット中継をしている自治体が増加しております。宮城県内においても昨年7月1日現在で22町村中16町で実施しております。

次に、議会インターネット中継システムではありますが、全体イメージ及びシステム概要を掲載しておりますのでご参照願いたいと思います。

13ページから14ページにつきましては、視察した先進自治体の取り組み等でありませ

16ページをお開きになっていただきたいと思います。

意見としてご報告申し上げます。

インターネット中継の導入については、導入することが妥当であるとの結論に至りました。妥当とする理由につきましては、1つ、既に多くの自治体が実施しております。2、近年インターネットと若者を中心としたスマートフォンの普及により検索環境が大きく変化していることから、傍聴を補完する配信等は開かれた議会や活性化のために有効であります。3、大和町議会基本条例にもあるとおり、開かれた町民参加の議会としてインターネット中継に取り組む必要があり、その導入の時期にきていると判断をいたしました。

以上、本委員会といたしましては付託されました調査事件のうち、前期の取り組み課題でありました通年議会及び議会インターネット中継については、導入することが妥当との意見がまとまりましたのでご報告をいたします。しかしながら、通年議会におきましては導入時期及び会期条例及び会則等の改正、議会インターネット中継におきましては配信方法及び予算確保など残された課題は多々あります。さらには町執行部との意見調整が必要であり、今後において議会と執行部が互いに研究を深め、よい結果が導き出されることを期待するものであります。

これにて、前期の取り組みの課題の結論とさせていただきますが、今後も議会と町民との懇談会など継続して議会の活性化を図るための課題に積極的に取り組み、議会の機能が最大限に発揮されることを期待いたしまして報告といたします。

以上であります。大変ありがとうございました。

議長（馬場久雄君）

以上で議会活性化調査特別委員会調査報告を終わります。

日程第28「委発第2号 大和町議会田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会の設置について」

議長（馬場久雄君）

日程第28、委発第2号 大和町議会田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会の設置についてを議題とします。

ここで、提案者であります大和町議会運営委員会委員長より提案内容の説明を求めます。議会運営委員会委員長堀籠英雄君。

議会運営委員会委員長（堀籠英雄君）

委発第2号でございます。

委員長の提案であります。5月30日大和町議会運営委員会を開催し、議会として何らかの調査を実施しなければならないとの結論となりましたが、同日開催される大和町議会全員協議会での町執行部からの報告書を聞いてから方向性を定めるということにいたしました。町からの報告を受けた上で6月6日、議会運営委員会を開催し町の報告ではまだ納得のできるまでの内容ではないとの結論になり、議会運営委員会としては田手岡館跡伐採等に関わる調査について協議をした結果、森林伐採、文化財、町有財産と各常任委員会に関係することから各常任委員会から3名を人選し、それで構成する調査特別委員会設置との結論になり提案するものであります。

人選であります。総務常任委員会から高平聡雄議員、渡辺良雄議員、今野信一議員。社会文教常任委員会から平渡高志議員、藤巻博史議員、犬飼克子議員。産業建設常任委員会から中川久男議員、門間浩宇議員、堀籠英雄議員でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

ここで、いただきました要望書に記載されております団体等の業務に直接の決定権を持つ関係者につきまして、地方自治法第117条により除斥を求めます。大須賀 啓君、槻田雅之君、以上の2名を除斥とさせていただきます。

〔退場〕

お諮りいたします。

大和町議会委員会条例第5条1項の規定により、田手岡館跡伐採等に関わる調査のため大和町議会運営委員長からの提案どおり9名で構成する大和町議会田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会を設置し、これに付託の上調査が終わるまで閉会中も継続調査することにいたします。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって大和町議会田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会を設置し、調査については大和町議会田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会に付託することに決定いたしました。

大須賀 啓君、槻田雅之君の入場を求めます。

〔入場〕

田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会の委員長、副委員長選任のため、暫時休憩します。

午後 3 時 2 8 分 休 憩

午後 3 時 3 9 分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会からご報告がありましたので、報告をいたします。

田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会委員長に中川久男議員、調査特別副委員長に堀籠英雄議員と決定いたしました。

以上でございます。

日程第 2 9 「所管事務調査の申し出について」

議 長 (馬場久雄君)

次に、日程第29、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第4回大和町議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

午後3時41分 閉 会